

# わが国昭和初期二十年間の会社制度の展開過程

吉田準三

## 一、はしがき

第一次世界大戦は、わが国の近代産業の発展をもたらした。しかし、歐州の戦乱が収まり、復興し始めると、再び、歐州の製品が輸入されるようになり、わが国の産業は国際競争力が弱かつたので、競争に負けて、衰退するようになった。

その弱点が一度に吹き出したのが、一九二〇年（大正九年）の反動恐慌である。そして、その後、なかなか立直れないでいるところへ、一九二三年（大正十二年）九月の関東大地震に見舞われ、大きな打撃を受けた。そのように、わが国経済は、大正後期に苦況に陥っていた。

昭和への移行期は、そのような大正後期の苦況を引き継ぐ形で始まった。しかも、大正後期には、第一次世界大戦の恩恵による蓄積が残つており、それを喰い潰すことで切り抜けることができた面もあつたが、昭和期に入る頃には、それらの過去の蓄積も底をつき、どうにも遣り繰りのつかない状態になつていていた。それが一度に破綻したのが、昭和二年（一九二六年）の金融恐慌である。

続いて、一九二九年十月の米国ニューヨーク証券取引所の株価暴落に端を発する世界大恐慌の荒波がわが国にも押し寄せ、昭和五年（一九三〇年）、昭和六年頃、わが国経済はどん底に陥り、とくに、農村は生糸相場の暴落により極端に疲弊した。

そのような昭和への移行期の苦況から立直るきっかけとなつたのは、昭和六年九月の満州事変であつた。それ以後、わが国経済は軍需景気になつて、空襲による施設の破壊が進み、日本経済は壊滅状態に陥り、ついに、

湧き立ち、不況の影は消滅した。しかし、その一方で、軍部の勢力が強まり、昭和七年の五・一五事件、昭和十一年の二・二六事件など、一部の軍人による政府要人の暗殺というテロが起こり、軍部の独走に傾いていった。それでも、まだ、戦火は中国の局地にとどまり、戦争の経済的負担も大きくなかったから、わが国経済にとつて、発展の刺激剤となつた。とくに、昭和七年の満州国の建国とその後の満州開発が大きな刺激となつた。もちろん、満州国の建国は、中国はじめ、国際連盟加盟諸国の反発を受け、わが国が国際的に孤立する結果を生んだ。

昭和十二年（一九三七年）七月、北京郊外の日支両軍の武力衝突に端を発した日中戦争は、中国全土に及ぶ大戦争に発展し、わが国経済は、一度に、戦時経済に変容していく。とくに、昭和十三年五月の国家総動員法の施行は、国力のすべてを戦争遂行目的に動員するものであり、わが国経済を戦時統制経済・戦時計画経済に移行させるものであつた。

昭和十四年（一九三九年）九月、ヨーロッパでヒトラーのナチス・ドイツによって第二次世界大戦が開始され、昭和十五年九月、日独伊三国同盟が締結され、昭和十六年十二月、日本海軍による真珠湾攻撃によつて太平洋戦争が始まつた。緒戦において勝利した日本軍は、広く東南アジア地域を占領し、それらの地域から物資を日本へ輸送するようになつたが、昭和十八年頃から戦局が日本軍にとつて不利となり、南方からの物資の輸送も困難となり、戦争による消耗と資源不足による生産停滞から日本経済は衰退し、とくに、昭和十九年末から昭和二十年前半へかけて、空襲による施設の破壊が進み、日本経済は壊滅状態に陥り、ついに、

昭和二十年八月、終戦を迎えた。

昭和初期二十年間の日本経済は、三期に分けて考察される。

第一期（昭和元年～昭和五年）自由経済期

第二期（昭和六年～昭和十二年）準戦時期

第三期（昭和十二年～昭和二十年）戦時統制経済期、戦時計画経済期

以上の三つの時期ごとに、わが国の会社制度もまた、大きな変容を受けている。まず、第一期は自由経済期であるが、その結果、経済は停滞し、しばしば破綻を露呈した。とくに、昭和二年、昭和五年の二つの恐慌期には大混乱を生じた。それに対し、自由経済・資本主義に対する批判的風潮が起り、それが右翼の国家主義思想を生み、その一方で左翼の国家社会主義思想を生んだ。いずれも、資本家の自由な経済活動に任せおけないとし、国家による経済の統制を主張していた。もちろん、右翼の国家観は天皇制国家を意味し、左翼のそれは、労働者中心の国家を意味した。

第二期は、一九二〇年恐慌から一九三〇年恐慌に至る長期停滞・混乱の後を受けて、しだいに軍事色を強めていった時期であり、とくに、財閥に対する批判が強まり、昭和七年三月、三井合名理事長團琢磨が血盟団により暗殺されてから、財閥の転向が始まり、財閥による社会福祉への寄付、満州国への借款供与、三井家同族の重役退陣、三井系会社株式の公開などの諸措置がとられた。

第三期は、第二期で対立していた軍部と財閥が協力するようになり、相携えて、戦争目的の遂行に努力した時期である。軍部は財閥の財力と経済活動の能力を必要としたし、財閥は、国家総動員計画に沿った活動しかできなくなっていたからである。資金・資材・労働力等のすべてが、国家と軍部の立案した計画に沿って配分された。太平洋戦争開始後は、戦争遂行という国策に沿わない会社は資源配分を止められ、活動不能になつた。さらに、戦争末期には、戦争遂行に必要な会社でも資源不足で活動できなくなり、本土空襲が始まつてからは、空襲による損害の程度もわからなくなっている。

資料も昭和十八年上期ぐらいまでしか残つておらず、昭和十九、二十一年上期のものは入手困難である。そこで、昭和初期十七年間の会社制度の展開過程を次に考察する。

## 二、会社数の推移

会社数の統計には、司法省の登記統計年報、国税庁の税務統計、商工省の会社統計の三種がある。このうち、司法省の登記統計がもつとも基本であるが、それは、登記簿上の会社数を示しているだけで、資本金の大きさや業種等を示していない。その点、国税庁の税務統計が示す会社数は、会社形態別、資本金の大きさ別、業種別などに区分して表示されており、やや詳しい。また、休業中のものを除いてあるので、登記簿上に存在するが休眠中の会社をふくまない。また、商工省の会社統計は、会社形態ごとに、業種別の会社数、資本金、積立金、損益額が表示されており、もっとも詳細である。とくに、業種区分がこまかく、産業の動向を知る上で、もっとも便利である。しかし、昭和十七年分までで、十八、十九年分は、不用不急の調査であるとして、調査が行わなかつた。

登記統計は、十九、二十年分が戦災で資料が焼失したため、登記統計年報が存在しない。その点、国税庁の税務統計は、明治三十六年から昭和二十三年までの各年の会社形態別（組織別）会社数の一覧表が、国税庁統計年報書一〇〇回記念号の一五四頁～一五五頁に載つており、戦争末期の会社数の推移を知る上で、貴重な資料である。

以上の三種の会社統計を併用して、会社数の推移を概観して見よう。

登記統計に見る会社数の推移（表一、その一～その五、図1-1-1～1-4参照）

会社の総数は、昭和十一年まで漸増を続け、昭和十二、十三年に少し減少したが、その後、昭和十八年まで漸増した。それは、昭和二年、五年の恐慌期に多くの会社が破綻したが、その多くが解散・清算への道をとらず、資本系列を三井等の財閥に変更するなどして生き延びたからであり、また、破綻した会社数以上に会社が新規に設立されたからである。昭和十二、十三年に会社総数が減少したのは、日中戦争が始まり、わ

が国経済が戦時経済に移行するようになり、非軍事部門の会社が、早々に、見切りをつけ、廃業等に踏み切つたためと見られる。とくに、昭和十三年の国家総動員法の制定が、大きく影響したと見られる。

昭和十四年以後は、軍需産業の会社の設立が増加したため、会社総数は増大した。

会社形態別に会社数の推移を見ると、合名会社と合資会社の数は、ともに、昭和十一年をピークとして、その後、急速に減少している。それは、昭和十二年以後の戦時統制経済への移行に際し、小規模会社が整理・淘汰され、合併が奨励された結果である。合併に際しては、法的合併手続によるよりも、被合併会社の主要資産を既存会社又は新設会社に譲渡する形式によるほうが簡単である。したがって、登記上、合併又ハ組織変更ニ因ル設立、解散が少ないが、実質的な合併がかなりあつたと見られる。

#### 銀行局年報にみる銀行数の推移（表四、表五参照）

その典型的な業界が銀行業界である。銀行業界は、明治期以来、零細銀行の乱設と不健全經營に悩まされ続け、大正五年の銀行法改正によつて大蔵省による銀行監督権限が強化されたのに伴い、銀行の最低資本金制度の設定によって、零細銀行を整理統合する方向に進めた。それによつて、三井、三菱、安田などの財閥銀行が巨大化し、産業に対する金融寡頭資本支配力が強化された。

その傾向は、大正九年（一九二〇年）恐慌以後一層強まつた。とくに、昭和二年の金融恐慌および昭和五、六年の大恐慌期には、大銀行の中に破綻するものが現われ、銀行の解散・破産・廃業・合併・買収などによる銀行数の減少が、昭和元年、七年の七年間に、一、〇五三に達し、銀行総数は、一、七〇三行から六五〇行へと、実に、六二%の減少を見た。（表三続き、表四、表五および図3参照）

さらに、その後も、銀行数は減り続け、昭和十七年末には、わずかに、二二八行になつてしまつた。（表三続き、表四、表五、図3参照）もつとも、昭和十年代の銀行数の減少は、単に經營の行詰りを打開するためだけなく、戦時統制経済体制への移行に伴つて、国策によつて銀行の統

合が進められた結果であつて、昭和一ヶタ代の銀行統合とは、意味合いを異にする。

### 三、第一期（昭和元年～六年）—長期不況期

大正九年（一九二〇年）恐慌以後、わが国の経済は、長期不況期になつた。そして、その期間中、大正十二年（一九二三年）の関東大地震、昭和二年（一九二六年）の金融恐慌、昭和五、六年（一九三〇～三一年）の世界大恐慌など、わが国経済の根幹を搖がす大事件が二、三年ごとに続発し、休む間のない波瀾に翻弄された。

なぜ、そのような状況に陥つたか。その根本的原因は、わが国の経済が基本的に欧米諸国に比べて技術的に立遅れ、国際競争力が乏しかつたことにある。大正期前半、第一次世界大戦中、欧米諸国が戦争にエネルギーを取られている間だけ、極東にあつて安穩だつたわが国が漁夫の利を得ることができたが、その結果、水ぶくれのようになつて、実力以上に膨張したわが国経済が、戦争が終結し、欧米諸国が復興して来ると、たちまち競争に敗けて、戦前の劣位に戻らざるを得なくなつたのも当然である。その最初の現われが一九二〇年の反動恐慌である。

しかし、一度膨張した経済が、急速に収縮することは不可能である。企業經營の上でも、欧米企業に敗けて採算が取れなくなり、赤字經營に陥つても、なお、つなぎ融資などによつて命脈を保とうとし続けた。恐らく、今日から顧れば、技術的に欧米企業に敗けない企業体質を構築する、あるいは、事業内容の再構築（リストラクチャリング、リストラ）を行つことが必要であつたと思われるが、それを行わずに、一時的な金融操作によつて、その場しのぎを続けた。そのような一時しのぎの遣り繰りは、長く続けられるものではない。そして、ついに、どうにもならない時期に到達する。昭和初期に集中して多くの銀行や企業の破綻が表面化したのは、そのような一時しのぎの遣り繰りが、ついに破綻した結果である。

高橋亀吉は、その著「株式会社と國論」（昭和五年十二月、萬里閣書房刊行）の中で、「日本經濟今日の行詰は、その根幹的經營主体たる株式

会社制度の欠陥に基く所が鮮少でなく、その改善は刻下の急務の一つである」と述べ、当時の会社経営の腐敗堕落せる重なる側面を列挙すれば左の如き諸点を数えることができるとして、次の六項目を挙げてある。<sup>(1)</sup>

- (1) 事業経営の態度がその場主義で、所謂事業百年の繁栄を目指としているのである。
  - (2) 企業財政が放慢に流れ、事業の金融的基礎が著しく薄弱なること。
  - (3) 胡魔化し決算、蛸配当が公然と横行していること。
  - (4) 事業道徳が消磨して反生産的な虚業的事業経営が平然と許されていること。
  - (5) 重役の無能、腐敗、不正等著しく、ために事業の多くが喰物にされていること。
  - (6) その場主義の大株主の横暴と、業績を蝕むその貧婪なる高配当欲とそのため事業を著しく衰弱さしていること。
- 以上の六項目に、さらに説明を加えて、(1)については、經營者が事業に必要な施設の拡充を怠り、既存設備の減価償却を十分に行わずに、高利益を計上して高配当を行い、資金を社外に流出させていること、(2)については、「大正九年以來の財界の変動に順応する事業整理、就中資本整理が不徹底にて、彌縫政策を続けたため、いよいよ病根を大にした」ことをあげ、その結果、借金の増大、資産内容の劣悪化がもたらされたとしている。資本整理とは、損失を計上し、その損失を減資等により処理することであるが、不良債権・(不良資産)等をそのままにし、損失を計上も処理もしないで、その穴は借金で埋め尽りをしていく結果、ますます、財務体質が劣悪化していっているとしている。
- (3)については、資産の評価替えを行つて、評価益を計上し、それを原資として利益配当を行うことが横行しているとしている。それは、何の実質的な利益もないのに、配当をすることであり、いわゆる蛸配当である。
- (4)については、原料や製品の相場変動を利用して利益をあげようとする経営が横行していることをあげ、それを非生産的・虚業的經營と呼んでいるのである。

(5)(6)については、架空の利益を計上し、重役に高額の賞与を、大株主に高率の配当を行つよう、重役と大株主が結託して、会社を喰物にしていることをあげている。

とくに、「厳格に我が各会社の決算書を吟味すれば、恐らく、その九割余までは財政的欠陥が隠された不正なものであると云つても大過ないであろう」としていることは注目に値する。<sup>(2)</sup>

高橋亀吉は、同書の中で、破綻会社二十一社の個別的研究を行い、わが国の株式会社の經營がいかに悪いかを明らかにしている。その中から、昭和二年の銀行動搖と破綻銀行（第二編第五章第二）についての記述を見てみよう。

昭和二年の銀行界動搖は、三月十五日東京渡辺銀行の休業に端を発するものである。其後一時鎮静するかに見えたが、少し経つて台湾銀行問題が悪化し、ついに同行の休業発表があり、人心不安の情況にあつたところへ、四月二十二日、東京五大銀行の一つである十五銀行が休業を発表するに及んで、取付騒ぎが拡大し、ついに收拾できない陥落な状態になつた。同日、緊急勅令が発表され、全国銀行が一斉休業を行い、ようやく騒ぎは収つた。その前後に休業した銀行は三十行（一説には三十七行）の多きに達した。

そのうち、渡辺銀行が行詰つた原因を、高橋は、その放慢經營にあるとしている。渡辺銀行は、その經營陣の渡辺一族の関係する上毛モス、日本製麻、磐城炭坑、東洋モスなどに投資を行つていて、それらの会社もまた放慢經營の結果行詰り、結局、将棋倒しのように、すべてダメになってしまった。

台湾銀行の破綻直前の考課状（決算書）によると、その貸出額六億円のうち、神戸の鈴木商店とその系統関係会社向けが三億數千万円に達し、そのう二億円は無担保同様の貸出であつた。その結果、鈴木商店の破綻によつて台湾銀行も破綻したのである。

十五銀行は、宮内省本金庫となつており、その經營はもつとも堅実なものであった。しかし、その後、大正九年に神戸川崎、丁酉、浪速の三行を合併あるいは買収し、資本金を四千万円から一億円にした。そのう

ち、浪速の資産内容が悪かつたのと、神戸川崎の取引先であった松方系（川崎系）の諸会社への貸付がふくらみ、それらの会社の行詰りによつて、十五銀行も破綻した。そこで、「松方一族が十五銀行を倒した」ともいわれている。

右の三行のほか、十八社を個別に検討して、高橋は、その破綻の原因が放慢経営とそれを糊塗する考課状（決算書）の虚偽記載などの不正にあつたことを明らかにしている。

なお、高橋は、それらの株式会社の病弊を改善するために、重役の不正行為に対し、厳罰を課することを提唱している。

その一方で、三井、三菱等の大資本閥（財閥）の関係する会社が、監督が行届き、重役がはじめに経営を行い、不正行為をしないこと、また、自己資金が豊富で、無理をして高率の剝配当をして株価を吊り上げ、株金の徴収を行ふ必要がないことから、堅実な経営を行つてることを指摘し、財閥擁護の言説を、高橋は述べている。<sup>(5)</sup>

以上が、高橋亀吉がその著「株式会社亡國論」で展開した所論の要点である。

昭和二年の金融恐慌の後、昭和三、四年は小康を保つたが、昭和五、六年に至つて、世界大恐慌の荒波が海外から押し寄せるとともに、国内では、昭和五年一月に金輸出解禁、それも旧平価解禁を行つたため、物価の急激な下落を招き、深刻な不況に陥つた。その前後の物価動向は次のようである。（日本長期統計総覧<sup>4</sup> 総務庁統計局監修 昭和54年）

卸売物価総合指数 生糸東京卸売価格	昭和三年	一・一〇六	——不明
	四年	一・〇七五	一、三二八円
	五年	〇・八八五	八六五
	六年	〇・七八八	五九六
	七年	〇・八三〇	七〇〇
	八年	〇・九五一	七六一

（物価指数は昭和九～十一年を一とする）

（生糸は、六〇キログラム当たり価格である。）

そのような物価下落を伴う不況により、わが国の工業を営む株式会社の純損益額は、昭和三年の四億円から、昭和六年の二億六千万円へと、三五%の減少を見た。（表三 と図2-2 参照）

とくに、生糸相場が、昭和四年の一、三一八円から昭和六年の五九六円（いずれも六〇キログラム当たり）へと、五五%の値下りとなつたことにより、養蚕農家は深刻な打撃を受けた。それにより、農村は疲弊し、社会不安が高まつた。

工業会社の業績不振によつて、都市に失業者が溢れ、生糸相場の暴落によつて農村の疲弊が深刻となり、日本経済は崩壊に瀕した。そのような情勢が、一部の軍人による昭和維新の動きを誘発し、国家主義・軍国主義の抬頭を許すことになる。

注(1)高橋亀吉著 株式会社亡國論 昭和五年 萬里閣書房刊行 四頁

(2)同書 七頁

(3)同書 三七一頁～三八一頁

(4)同書 三七九頁

(5)同書 一二〇頁～一二一頁

### 三、第二期（昭和七年～十一年）準戦時期

大正九年（一九二〇年）恐慌から昭和六年（一九三一年）までの十二年間は、日本経済の長期停滞期であり、その間に、大正九年恐慌、大正十二年関東大地震、昭和二年金融恐慌、昭和五、六年世界大恐慌という四つの大きな落ち込みを経験した。それに伴つて、社会にその窮状を打破するような社会変革の気運が生じた。

そのような気運をリードした一人が西田税（にしだみつぐ）である。

西田は、明治三十四年生れ、大正十一年陸軍士官学校卒業、将校となつたが、大正十四年退役し、國家主義運動を行つ。昭和二年、「天劍党大綱」を印刷・配布した。天劍党の綱領は、「軍人を根基」とする戦闘的血盟を呼びかけ、経済に関しては「經濟ノ國家的統制ニ依ル国民生活ノ安定向上」を訴えた。昭和四年、西田は日本国民党結党にも参加した。しかし、

その後、右翼団体の中に分裂が生じ、昭和七年の五・一五事件では狙撃され重傷を負つたが、後に回復した。また、昭和十一年の二・二六事件に際しては、北一輝とともに背後の指導者として逮捕され、銃殺刑に処された<sup>(1)</sup>。

その一方で、労働運動側からも、資本主義の危機を救う道として、國家社会主義思想が抬頭した。昭和七年の日本国民社会党準備会の綱領には、

一、我等は資本主義機構を打破し国家統制経済の実現を期す  
という項目が掲げられ、また、それに続く信条には、

七、資本家本位の現存諸法令は之を廃す

四二、労働者をして産業の管理に参加せしむ

等が掲げられ、また、銀行信託保険及び大規模工業は国営とし、貿易は国家管理とすることなどが唱えられている。<sup>(2)</sup>

た。

そのような国家主義、国家社会主義の運動の盛り上がりが、ついに、政府要人および財閥指導者に対するテロ行為として暴発するようになつた。

まず、最初に犠牲になつたのが浜口雄幸である。浜口は昭和四年七月、田中義一内閣倒壊の後を受けて首相に就任し、幣原外相、井上準之助蔵相などを任命した。昭和五年一月、浜口内閣は金輸出解禁を行つた。その一方で、同年四月、ロンドン軍縮条約を締結し、対外協調外交を行つた。金輸出解禁は世界大恐慌と重なり、大不況をもたらし、軍縮条約締結は海軍の反発を招いた。その条約批准を成し遂げた後、昭和五年十一月、右翼の青年に狙撃され重傷を負つた。その後も、首相を務め、議会に登院したため、昭和六年八月、死去した。

ついで犠牲となつたのは、井上である。井上は蔵相として金輸出解禁を行い、大不況を招いた元凶と目され、昭和七年二月、右翼の血盟団の小沼にピストルで射殺された。

さらに、昭和七年三月、三井合名理事長 団琢磨が血盟団の菱沼にピストルで射殺された。団は、昭和四年浜口内閣が議会に提案した労働組合法案に反対し、反対運動のリーダーとなつてその法案を葬つたため、

暗殺されたとされている。

ついで、昭和七年五月十五日、六名の海軍将校と十二名の陸軍士官学生徒が、三組に分れて、首相官邸その他を襲い、犬養毅首相を暗殺した。その他には大きな被害を与えることができず、犯人たちは自首した。

それらの一連のテロ行為は、世間の耳目を集め、社会変革の気運を盛り上げた。とくに、世間の非難の矛先は、不況で苦しむ農民・労働者などに比べて、独占的事業経営を行つて利益を上げている財閥に向けられた。高橋龜吉によつて堅実でまじめな経営を行つてゐるとして賞讃された三井、三菱等が世間の非難を浴びた。

その結果、いわゆる財閥の転向が行われた。たとえば、三井は、昭和八年十一月に「三井報恩会」をつくり、それに三千万円の寄付をし、公共事業、社会事業につくすこととしたほか、諸方面に数千万円の寄附を行つた。

また、三井に対する世間の風当たりを柔げるため、三井合名社長三井高棟を退任させ、昭和八年四月に長男高公を三井合名社長にした。昭和九年一〇四月の間に三井銀行・物産・鉱山の社長をしていた三井一族の者を退任させた。その上、昭和九年一月、三井物産のコマーシャリズの代表的人物雄之助を退陣させた。安川は、三井物産のコマーシャリズの代表的人物と目され、その手法が世間の非難を浴びていた<sup>(3)</sup>。

以上のような諸対策と並んで、三井が行つた対策の中で、会社制度の展開過程にとつてもっとも重要なものは、三井持株の公開である。昭和八年七月から十月までの三ヵ月間に、三井合名、三井物産、三井鉱山の所有する次の諸会社の株式が公開された<sup>(4)</sup>。

#### ①王子製紙株式

三井合名所有株式のうち、旧株五万株、新株五万五千株、一株払込金額新旧とも五〇円、売出価旧株一〇五円、新株六〇円、この売出によるプレミアム総額は、五、一七五千円に達する。公開後、三井合名の持株比率は、全王子製紙株式総数の七・一%となる。

#### ②東洋高圧株式

三井鉱山所有株式のうち、七万五千株。一株払込金額十二円五十銭。

売出値十二円五十銭。プレミアムなし。公開後、三井鉱山の持株比率は八一・二%となる。

### ③三池窒素株式

三井鉱山所有株式のうち、二万五千株。一株払込金額二十五円。売出値二十五円。プレミアムなし。公開後、三井鉱山の持株比率は八七・五%となる。

### ④東洋レーション株式

三井物産所有株式のうち二十三三万株。一株払込金額十二円五十銭。売出値四十二円五十銭。この売出によるプレミアム総額は九百九十万円に達する。公開後、三井物産の持株比率は四五%となる。

### ⑤北海道炭礦株式（昭和九年二月公開）

三井合名所有株式のうち、旧株二万株、新株七万株。一株払込旧株五〇円、新株一七円五十銭。売出値旧株六九円、新株三〇円。この売出によるプレミアム総額は百二十五万五千円に達する。公開後、三井合名の持株比率は十三・三%となる。ただし、三井信託、三井鉱山の持株を合せると、全体の三十七・六%に達する。

以上のような三井系会社の株式公開は、一つには、そのような株式公開によって広く株式を一般に所有させることにより、財閥が独占利潤を独り占めにしているという世間の非難を緩和させるためであり、もう一つには、そのような株式公開によりプレミアムを取得するためである。実際に、王子製紙、東洋レーション、北海道炭礦の三社の株式公開により一・六三三万円のプレミアムを三井が入手したことになる。必ずしも、株式公開が財閥転向を唯一の目的としたものでなかつた。

三菱では、まず、昭和二年に三菱信託会社を設立したが、その設立に際し、総株数六〇万株、資本金三千万円のうち、二七万株を三菱合資その他三菱直系会社と岩崎久弥、小弥太が引き受け、残り三三万株を縁故募集の形で公募している。<sup>(3)</sup>

さらに、昭和四年一月、三菱銀行はそれまでの資本金五千万円全額払込済とすると同時に、同年三月、一億円に倍額増資し、新株式五〇万株のうち二三万五千株を一株二五円のプレミアムつきで縁故募集した。こ

のプレミアム総額は五八七万五千円に達した。この増資と株式の一部公開により、三菱銀行の業務はおおいに拡大した。<sup>(6)</sup>

さらに、昭和九年三月、三菱合資は具体的な「三菱精神綱領」を発表し、まず、三菱は時勢の変遷推移に対処する根本方針として、企業の大衆化を目的とし、所謂「富豪の利益壟斷」の譏（そし）りなきを期すと宣言し、具体案内容として「株式の公開」をあげ、三菱航空と三菱造船を合併して三菱重工業とし、その三菱重工業はじめ商事その他の分系会社の株式を全般的に公開することとした。それらの株式公開の理由として、三菱では、それらの会社の事業の基礎強固となり、一般に株式を開いても投資家が安心して株式を所有しうる状態に達したからであるとしている。<sup>(7)</sup>

住友では、昭和九年一月十五日、旧住友肥料製造所を倍額の二千万円に増資し、社名を住友化学工業と改称し、住友合名の持株の一部を社員及縁故者に対して公開した。

その公開条件は、五十円払込済の旧株を七十五円で、十二円五十銭払込の新株を三十七年五十銭、つまり、新旧株ともに二十五円のプレミアムつきで売出す。公開の理由は、肥料事業が農村大衆を相手とするため、利益独占の非難をできるだけ避けるとともに、多額のプレミアムが得られることによるとみられる。<sup>(8)</sup>

昭和九年初頭、浅野財閥は、その所有する浅野造船株式と浅野小倉製鋼株式の一部をプレミアムつきで一般に公開する方針に決定したと伝えられる。その理由は、一般の時勢に順応するという以外に、それによつて得られる資金を事業拡張の資金に充てるためとみられる。<sup>(9)</sup>

以上のような諸財閥の系列会社の株式公開は、一面で、財閥批判の風当たりを緩和するためであつたが、その一方で、株式をプレミアムつきで販売することによつて、その売上代金を資金として事業を拡張するためであった。昭和八、九年の企業業績は、工業会社を中心に、極めて好調であり、各企業にとって、発展の好機到来であつた。

それに加えて、大正十年一月の株価を一〇〇とする東京株式取引所の株価総指数（表六 参照）も、昭和二年初一四〇であつたのに、昭和五年

年十月には四四・六まで低下し、実に、ほぼ三分の一になってしまった。その後しだいに回復し、昭和九年初には一二〇にまで改善された。そのような株式市場の活況期に株式を公開し、一般大衆に売出せば、市場で容易に消化され、大衆に株価値上り益を取得させることができた。

株価は、その後も順調に値上りを続け、昭和十二年四月には株価指数が一六八・九に達してピークを迎える。

その後、昭十二年七月、日中戦争が始まり、戦時統制経済に移行するに伴い、会社の利益配当に制限を加えることになり、株価は低落する。そして、昭和十三年の国家総動員法によつて、資金配分が国策に沿つて行われるようになり、株価変動の思惑にもとづいて株式を売買するための資金は融資が受けられなくなり、株式市場はしだいにその機能を失つていくことになる。

なお、昭和四年に久原鉱業を改称して日本産業となつた日産財閥は、はじめ、はなはだ不振であつて、昭和六年には一株五〇円払込済の一株が十五円十銭になつてしまつた。<sup>10)</sup> 高橋亀吉の株式会社亡國論の中でも、不良会社二十一社の一つとしてあげられていた。それが、昭和七年三月、満州国の成立後、日本産業は満州開発に乗り出した。当時、既成の三井財閥などに対する軍部の批判が強かつたので、むしろ、日本産業のような無名の財閥と軍部が結びついて、満州開発に乗り出すことになつたものとみられる。そして、そのような将来有望な事業に進出することを好んで、昭和八年一月には、株価も一二六円四〇銭をつけるようになつた。その高株価を利用して、日本産業は証券市場から資金を調達し、急成長を遂げ、やがて、昭和十二年十一月に本社を満州国に移し、社名も満州重工業開発に改め、満州開発という国策に沿つて大発展を遂げた。日産といふ新興財閥の発展は、証券市場からの資金調達を基礎にしているところに、既成財閥との差異がある。また、それを許した証券市場は、資本調達の場としての機能を十分に果たしたといえる。

(お断り) 昭和初期、日本軍の満州支配、さらに、その後の中国本土への軍事侵攻や太平洋戦争が、誤りであつたことを、筆者も認めます。

(1) 日本近代史辞典 東洋経済新報社 一九七八年刊 四九三頁

現代史資料4 解説XV頁 みすず書房 一九六三年刊行

(2) 現代史資料4 三三〇頁

(3) 三井財閥の転向については、梅井義雄著「三井財閥史」大正・昭和編 教育社 一九七八年刊行 一〇七頁～一二〇頁参照

(4) 諸財閥の持株公開については、日本経済年報 第十六輯 昭和九年第一四半期 二六一頁～二六五頁

(5) 三菱信託については、三島康雄著「三菱財閥史」大正・昭和編 教育社 一九八〇年刊行 一三七頁参照

(6) 三三菱銀行の増資・株式一部公開については、右の三島著一三六頁参照

(7)(8)(9) 前掲「日本経済年報」参照

(10) 「東京株式取引所」同所調査課編 昭和十一年五月増補三版刊行 一八九頁

### 三、第三期（昭和十二年～昭和二十年）戦時統制経済期

この期には、会社の総数は、昭和十二、十三年に、若干の減少を見た。その原因は合名会社と合資会社の数の減少にある。その二種類の会社形態は、明治以来、多分に個人性をもつた会社形態として財閥本社などに利用されて来たが、個人性をもつことは、それだけ出資者を個人あるいは一族に限定することになり、広く大衆から出資を求める 것을阻げる事になる。そこで、より広く出資を募る上では、その両形態より株式会社形態のほうが適しているから、その両形態から株式会社へ転換することが行われるようになつたのである。

合名・合資両会社形態から株式会社への転換には、組織変更による方法と、一度合名・合資会社を解散・清算して株式会社を新設する方法と、合名・合資会社を既存の株式会社に合併する方法といふ三つの方法がある。

昭和十二年三月、住友合資会社を株式会社住友本社に改組した。<sup>11)</sup>

昭和十二年十月、三菱合資会社は株式会社三菱社に改組された。<sup>12)</sup>

昭和十五年八月、三井物産株式会社が三井合名会社を吸収合併し、後、

## わが国昭和初期二十年間の会社制度の展開過程

昭和十九年三月、その三井物産株式会社の社名と目的を変更して株式会社三井本社となし、同時に、商事部門を分離して、三井物産株式会社を設立した。<sup>(3)</sup>

以上の三井、三菱、住友三財閥の本社の株式会社化は、どのような方法で行われたか。それについて、直接の証拠はないが、間接的な証拠として、次の一文を挙げる。

「住友ハ改組ニ当リ一千六百万円? 税ヲ払ツタ。三菱ハ旧商法ノ関係デ払ハズニ済ンダガ……」

これは、松元 宏著「三井財閥の研究」吉川弘文館 昭和五十四年刊三四一頁に載っている文章で、一九四三年九月十六日、佐々木・梅田・瓜生らの三井の幹部が、大蔵省主税局国税第一課長池田勇人氏を訪問し、三井本社改組につき相談した際の池田氏の発言の一項目としてメモされたものである。

会社を解散・清算すれば、清算所得に課税される。しかし、合併、会社の組織変更(合資会社を株式会社に変える等)、分離独立会社の設立の場合は、原則として、税金はかからない。(合併差益税と会社登録税を別にして。)

本社の改組に当つて、住友が一千六百万円? の税金を払つたのは、住友合資を解散・清算し、新らに株式会社住友本社を設立したためと見られる。

それに対し、三菱は、三菱合資会社の組織を変更して、株式会社三菱にしたので税金を払わずに済んだと見られる。そこに、「旧商法ノ関係デ」という文言がはいつているのは、三菱合資は明治二十六年に明治二十六年商法(旧商法)にもとづいて設立されたものだからである。旧商法は、合資会社の全社員が有限責任であることを認めており、三菱合資の社員は全員有限責任であった。つまり、実質的に株式会社と同じであつた。それに対し、住友合資は、大正十年二月、住友総本店を改組して設立された。それは、明治三十二年商法(新商法)にもとづいて設立されたものであり、新商法では合資会社には無限責任社員がいることを必要とした。そのように、同じ合資会社であつても、三菱と住友ではその準

拠法が異なつていた。その結果、株式会社への改組手続に差異が生じたものと見られる。

三井本社の改組に際しては、当時の三井家では、逐次、相続が行われ、相続税の納付が多額に上つたことが、その一つの理由にあげられる。前掲の松元 宏著「三井財閥の研究」二八〇頁には、一九三六年から一九四六年までの十一年間の三井各家の相続税の納付額は総計六七、八三二千円に上るとされている。

財閥は、財閥家族、財閥本社、傘下事業会社の三層構造をなしているが、税金は、まず事業会社に所得税・法人税がかかり、税引後利益を配当すれば、本社にも課税され、さらに本社から財閥家族に配当が支払われるが、財閥家族に所得税が課税される。いわば、三重に課税される。そのような事情は、明治から大正中期までは、受取配当所得に課税されなかつたのに、大正九年所得税改正以後、会社と出資者に二重に課税されることになつてから生じた。

その結果、「昭和十年からはじまつた三井同族の相続税額は七、〇〇〇万円にのぼつたから、右のような課税率をあてはめると、三井同族をして七、〇〇〇万円の納税資金を準備させるためには、三井合名は四億六、六六六万円の所有株式売却益を計上しなければならなかつた、という計算になる。」<sup>(4)</sup>

このほか、同族会社については、留保所得に課税され、さらに、法人資本について、千分の一・五の法人資本税が毎年かかる。

国策に応じて、各財閥は軍需産業に投資して、各種の会社を新設したり、既存会社を増資したりしなければならなかつたから、とても從来のように自己金融でそれらの資金を賄うことはできず、本社の所有する事業会社の株式を逐次公開するようになつて行き、ついには、財閥本社株式の一部公開に踏み切ることになつた。

第一次世界大戦終結後、占領軍によつて財閥解体が行われたが、財閥解体直前の各財閥の本社株式の公開率は次の通りである。

三井本社の三井系持株率<sup>(5)</sup> 六四・二%

五四・九%

住友本社の株式は一般には全く公開されていない<sup>(7)</sup>。

ただし、各社とも、本社所有の直系会社株式を、一部、各財閥家族の個人所有または家族組合所有に切替えている。それは、各本社株式公開に伴って、外部出資者が増加した場合に、それらの外部出資者が直系会社の経営に対し発言する権利が出て来る危険性が生れるので、それをあらかじめ防止するためでもあった<sup>(8)</sup>。

以上のよう、各財閥本社の合名・合資会社から株式会社への転換は、旺盛な資金需要に応えるためと課税軽減をばかりつつ、なお、傘下事業会社の支配力を維持するためであった。

合名・合資会社のような個人性を合せもつた会社形態は、個人あるいは一族の支配力が強いと同時に、それらの人びとの信用も厚かつた。その点で、明治四十二年の三井銀行の株式会社化に際し、益田孝が、預金者が預金引出しに殺到するのを恐れて、支払の用意をする必要があるとしたのが思い出される。しかし、その後、大正、昭和初期を経て、ようやく、わが国でも株式会社形態が根付き、昭和十年代には、株式会社に対する不信感も薄らぎ、株式会社形態が会社形態の主流となつた。

とくに、昭和十五年一月、有限会社法が施行され、小規模な有限责任の会社が容易に設立され、商法の株式会社に関する詳細な規定に患わされることなく経営できることになつて以来、合名会社と合資会社は急速に衰退に向い、一九九〇年には、会社数全体の一・五%程度を占める程になってしまった。昭和十五年（一九四〇年）は、そのような衰退のはじまりの時期であった。

### カルテルから統制会へ

昭和五、六年の大恐慌から立直るため、いくつかの政策がとられた。その一つは、不況の原因となつた金輸出解禁を改めて、金輸出を再禁止することであつた。金輸出再禁止は、昭和六年十二月に行われた。その結果、円安ドル高となり、資本が海外に逃避する可能性が生れたので、昭和七年には、資本逃避防止法が制定され、外国為替の管理が行われるようになつた。

そのような通貨政策と並んで、直接、産業に政府が介入する手段として、昭和六年四月、重要産業統制法が制定された。

同法第二条に、「主務大臣ハ統制協定（カルテル）加盟者三分ノ二以上ノ申請アリタル場合ニ於テ当該産業ノ公正ナ利益ヲ保護シ国民経済ノ健全ナル発達ヲ図ルタメ特ニ必要アリト認ムルトキハ統制委員会ノ議ヲ經テ当該統制協定ノ加盟者又ハ其協定ニ加盟セザル同業者ニ対シ其ノ協定ノ全部又ハ一部ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得」と定め、さらに、同法第三条に、「主務大臣ハ統制協定が公益ニ反シ又ハ当該産業若ハ之ト密接ナ関係ヲ有スル産業ノ公正ナル利益ヲ害スルト認ムルトキハ統制委員会の議ヲ経て其ノ変更又は取消ヲ命ズルコトヲ得」と定めた。それにより、民間業者たちが自主的に統制協定（カルテル）を結ぶことを容認し、その上、場合によつては、非加盟店（アウトサイダー）にその協定にしたがつことを命ずることができ、強制カルテル化する権限を主務大臣に与えるとともに、逆に、統制協定が公益に反するときは、その協定を禁止する権限をも与えたのである。同法にもとづき、過当競争によつて販売価格の下落に悩まされていた産業界は、続々と操業短縮・減産の協

税がかかる。さらに、同年改正の相続税法では、遺産課税価格五百萬円を超える金額の相続税率は千分の四百九十ないし五百二十となつてゐる。

(5) 前掲 梅井「三井財閥史」二〇四頁  
(6) 前掲 三島「三菱財閥史」二二四頁

(7) (8) 前掲 作道「住友財閥史」一五七頁

- (1) 作道洋太郎編著、住友財閥史 教育社 一九七九年二月刊行 一五六頁
  - (2) 三島康雄著 三菱財閥史 大正・昭和編 教育社 一九八〇年一月刊行 一八八頁
  - (3) 梅井義雄著 三井財閥史 大正・昭和編 教育社 一九七八年一月刊行 一六四頁、一八二頁
  - (4) 同書 一六二頁
- なお、昭和十五年制定法人税法では、法人税率は百分の十八、同年改正所得税法では配当利子所得税率は百分の十、同年制定の配当利子特別税法では、一割を超える配当率の場合、その超過額の百分の十五の配当利子特別

定を結んだ。それにより販売価格を上げることに成功し、企業業績が急速に改善された。それが不況脱出に大きな役割を果たした。

しかし、カルテルにより高い収益が得られると、なかなか、そのカルテルを廃止することができない。昭和九年になり、景気が回復しても、なお操短を続いている業界があつた。東洋経済新報社発行の「日本経済年報 第十六輯 昭和九年第一四半期号」二六六頁～二七〇頁には、「インフレ下に於けるカルテルの動向」として、洋紙・石炭・砂糖・洋灰(セメント)、丸鋼・紡績等十二業種で高率の操業短縮協定が継続していることを報じている。そして、同年報はそれに続けて、二七一頁～七四頁に、「重要産業統制法の新なる役割」と題して、「同法第三条を發動して、主務大臣が協定を破棄させるべきであると主張している。

当時すでに、かなり物価は上昇に転じ、悪性インフレーションに陥る可能性が生れつたことは、先の日本長期統計総覧4、三三〇頁掲載の左の卸売物価指数(昭和9～11年を1とする)によつても明らかである。

	卸売物価指数	
	昭和五年	前年比
六年	○・八八五	(一八%低下)
七年	○・七四八	(一五%低下)
八年	○・八三〇	(一〇%上昇)
九年	○・九五一	(一五%上昇)
十年	○・九七〇	(三%上昇)
十一年	○・九九四	(二%上昇)
十二年	一・〇三六	(四%上昇)
十三年	一・二五八	(二二%上昇)
	一・三三七	(五%上昇)

その後、不況脱出が確認され、むしろ、物価上昇を抑制する政策がと

られたので、昭和九、十年の物価上昇は軽微となつた。

しかし、昭和十一年一月の一二・一六事件以後、軍部の勢力が強くなり、政府の軍事予算も膨張を続けた結果、再びインフレ懸念が抬頭し、輸入が増大して貿易收支が大幅な赤字となつたので、昭和十二年一月、輸入

為替許可制が発令された。

その一方で、物価を鎮静化させるためには、生産力を拡充して物資の供給を増加させる必要があるとし、昭和十二年前半期に個別産業ごとに「生産力拡充計画」が立案され、それらを総合的にまとめて、昭和十二年六月十五日、閣議において、「我が國経済力ノ充実發展ニ関スル件」が決定され、その中で、「生産力の拡充、国際収支の適合及物資需給の調整の三点を主眼とする総合的計画」が樹立されることになつた<sup>〔1〕</sup>。そして、その総合調整を新設の企画庁が行うことになった。

昭和十二年七月七日、北支、蘆溝橋で日支両軍の衝突に始まつた戦火は、拡大して支那全土に及ぶことになり、日本経済は戦時統制經濟へ移行することになる。そして、まず、同年九月、輸出入品等臨時措置法が制定され、「支那事變ニ際シ国防ノ安固ヲ図リ国民經濟ノ運行ヲ確保スル為政府ハ特ニ必要ト認ムルトキハ、命令ノ定ムル所ニ依り輸出又ハ輸入ノ制限又ハ禁止スルコトヲ得」とした<sup>〔2〕</sup>。なお、同法は事變終結後一年を期限とした。

また、同月、臨時資金調整法が制定され、資本金百万円以上の会社の新設、未払込株金の徴収、増資、合併の許可制、年間五〇万円以上の地方債・社債などの引受けや募集業務を行つ者も許可制、金融機関が同一の者に一〇万円以上を六ヶ月以上貸付ける場合も同様、五〇万円以上の自己資金で新設・改良・拡張を行つ場合も許可制とし、逆に、商法の制限を超えて、資本金の二倍までの社債発行を認めることもある、とした<sup>〔3〕</sup>。期限は三年ないし支那事變終結の日より一年とした。

それらの民間企業の活動の規制を行つ法律は、昭和十三年四月の国家総動員法によつて集大成され、民間企業は政府の計画した物資動員計画にしたがつて、資金・資材・労働力の配分を受け、同計画の割当生産量を生産するように仕向けられた。それらの配分や割当を行つ中間の機関として、各業界ごとに統制会が設けられた。統制会は、昭和六、七年頃のカルテル協定の世話をした業界団体を改組した場合もあり、新設された場合もある<sup>〔4〕</sup>。ただし、カルテルは生産制限を行つためのものであつたのに対し、統制会は計画生産量以上に生産を上げるためのものであつた。

そのような民間企業の活動の国家統制によつて、私企業の特性である

利潤追求は著しく制限されることになり、一部には、利潤そのものを否認する意見も見られた。利潤追求という利己的な動機は、戦争遂行という大目的を前にしては、後方に押しやられることになった。とくに、昭和十九年の軍需会社法によつて、指定された軍需会社はほとんど国営企業と同様の取扱がなされた。

しかしながら、昭和十四年、価格等統制令が施行され、多くの物資について公定価格が定められ、その公定価格によつて取引することが強制された。しかし、公定価格が低過ぎ、原価を償うことができず、赤字になるようない場合には、はなはだしく生産意欲が減退し、計画生産量が達成されない場合が生じた。

利潤を否認し、軍部の力を背景にした官僚の権力をもつて、計画生産量を達成させよとして失敗した。後に、利潤の得られる水準に公定価格を引上げたら、ほぼ計画生産量が達成されたといふ。<sup>(5)</sup>

もつとも、それも昭和十七年までで、昭和十八年以降、戦局が不利となり、船舶の損失がはなはだしく、物資の輸送が計画通りいかなくなつてからは、すべてがうまくいかなくなり、昭和十九年後半以降、本土空襲によつて産業施設が破壊され、日本経済は壊滅状態になつて、昭和二十年八月、終戦を迎えることになる。

## 五、結び

昭和初期二十年間のわが国の会社制度の展開過程は次の三期に分けられる。

第一期（昭和元年～昭和六年）自由経済期

第二期（昭和六年～昭和十二年）準戦時期

第三期（昭和十二年～昭和二十年）戦時統制経済期

第一期の自由経済期は、大正九年（一九二〇年）恐慌と大正十二年（一九二三年）の関東大地震の後遺傷を抱きつつ、しばしば、恐慌・混乱に見舞われながら、全体としては、会社数・資本金額とも増大した時期である。その間にあつて、豊富な資本と堅実な経営によつて、三井・三菱等の財閥がますますその比重を高めた。そして、昭和五、六年の世界大恐慌の余波によつて昭和六年のどん底へ転落してしまつた。それに加えて、金本位制復帰を目指して、昭和五年一月、金輸出解禁を行つたことが円高・ドル安を招き、不況を増幅した。その結果、企業業績は悪化し、会社倒産が相つぎ、街に失業者が溢れ、農村は疲弊し、惨状を呈した。

第二期の準戦時期は、昭和六年の満州事変、昭和七年の満州国建国に象徴されるように、日本軍により中国東北部が制圧されたが、それに対する中国の反発と国際世論の非難が激しくなつた。わが国は、それに対たがわず、逆に、軍備を増強して軍事力でそれに対抗しようとした。国内では、融和外交・健全財政を貫こうとした政治家もいたが、それらの人びとは、昭和七年、血盟團事件や五・一五事件で暗殺されたり傷を負い、代つて、軍部の発言を受け入れる人びとが登場した。とくに、昭和十一年の二・二六事件以後は、軍部独走を許すことになつていつた。

しかし、経済的には、軍備増強や軍事費の支出増大は、不況脱出のきっかけとなり、逆に、インフレ懸念を生じさせた。また、一九二〇年代の長期にわたる停滞が資本主義体制の矛盾にもとづくとの認識から、国家による経済の統制が必要であるとする考えが抬頭した。もちろん、その経済統制の程度や方法は、論者により、異なつていた。

現実に選択されたのは、昭和六年の重要産業統制法の制定あつた。同

注(1)「戦時経済」（近代日本研究・九）近代日本研究会編所収 中村隆英稿「準戦時」から「戦時」経済統制への移行」一二頁参照

(2) 同書 一九頁～二一頁

(3) 同書 二一頁～二三頁

(4) 同書 宮島英昭稿「戦時統制経済への移行と産業の組織化」——カルテルから統制団体へ一〇三頁～一二七頁参照

(5) 同書 岡崎哲二稿「戦時計画経済と価格統制」一七五頁～一九八頁および 東京大学社会科学研究書編「社会科学研究」第四〇卷第四号一九八八年十一月刊行所収 岡崎哲二稿「第二次世界大戦期の日本における戦時計画経済の構造と運行——鉄鋼部門を中心として」一頁～一三二頁参照

法は、不況業種について業者の自主的統制協定（カルテル）を容認するとともに、主務大臣が公共の利益に照らして不当とみなした場合、その協定を強制したり、禁止したりできるとするものであった。昭和七年以後の企業業績回復は、カルテルによる減産の効果であった。その上、昭和六年末の金輸出再禁止も円安・ドル高を招き、景気浮揚効果をもつた。その金輸出再禁止は、資本の海外への逃避を招く恐れもあつたので、昭和七年初、資本逃避防止法が制定され、外国為替の国による管理が行われるよになつた。

金輸出解禁と再禁止は、外国為替相場の変動をもたらしたので、外國為替を扱う商社や銀行は、その相場変動をヘッジするドル買いを行つたが、それをきっかけにして、財閥批判の気運が盛り上り、それをなだめるため、「財閥の転向」が行われ、社会福祉への寄付などの財閥の社会貢献が行われた。また、財閥系会社の株式公開が行われた。

第三期の戦時統制経済期は、昭和十二年の北支事変を発端として、日支両軍の全面戦争へと発展し、昭和十六年の対米開戦により、世界大戦へと発展した。そのような戦時下においては、国力を総動員して生産力を拡充し、戦争遂行のための物資の生産・配給を行う必要に迫られ、政府が生産力拡充計画や物資動員計画をつくり、それを各業界ごとの統制会を通して各企業に実行させる統制経済・計画経済のシステムが構築された。また、昭和十四年の価格等統制法により物価統制が行われた。戦争遂行のため、利潤追求という私利を否認して安く価格を公定することもあつたが、赤字になる価格では生産意欲が減退し、計画生産量を達成できないことがわかつたので、ある程度の利潤を認めることになつた。

昭和十九年、軍需会社法が制定され、指定された軍需会社は国家管理とすることになつた。

しかし、昭和十八年以降、戦局が不利となり、損害が大きくなり、しだいに戦力と生産力を失い、昭和二十年八月の終戦を迎えた。

以上が、昭和初期二十年間のわが国の会社制度の展開過程である。

表一、わが国昭和初期二十年間の会社数の推移（その一、合名会社）

出所・司法省登記統計年報

十八年		十七年		十六年		十五年		十四年		十三年		十二年		十一年		十年		九年	
二六年		三七二		一、一七一		一、五四五		一、六六八		一、四八一		一、四六七		二、九八七		三、五二七		二、五六八	
八		三		四		三		九		二		二		一九		一三		八	
七		三		七		一〇		九		一		二		二、九八九		一、一六四		八四五	
一、七四五		一、九七一		一、九九六		二、〇九九		一、七八五		二、二七四		二、五七六		一、九八九		一、一六四		八一五	
一四		二六		一二		一〇		九		一		二		二、七八五		二、二七四		二、五七六	
二		五		一五		七		六		一		二		二、三二		六四		六	
一九、八七八		二一、三六九		二一、三六九		二三、九八三		二三、八二四		二四、三八二		二四、五〇六		二五、一九九		二六、三一八		二五、三六五	
大正十四年		昭和元年		大正十五年		昭和二年		昭和二年		一、二八一		一、五〇八		一、四六九		一、八九〇		一、二八三	
設立		合併ニ因ル設立		組織変更ニ因ル設立		合併ニ因ル解散		組織変更ニ因ル解散		解散		合併ニ因ル解散		組織変更ニ因ル解散		解散		合併ニ因ル解散	
設立		合併ニ因ル設立		組織変更ニ因ル設立		合併ニ因ル解散		組織変更ニ因ル解散		解散		合併ニ因ル解散		組織変更ニ因ル解散		解散		合併ニ因ル解散	
五		四		三		二		一		一〇		九		八		七		六	
五		四		三		二		一		一〇		九		八		七		六	
五		四		三		二		一		一〇		九		八		七		六	
五		四		三		二		一		一〇		九		八		七		六	
五		四		三		二		一		一〇		九		八		七		六	
五		四		三		二		一		一〇		九		八		七		六	
五		四		三		二		一		一〇		九		八		七		六	
五		四		三		二		一		一〇		九		八		七		六	
五		四		三		二		一		一〇		九		八		七		六	
五		四		三		二		一		一〇		九		八		七		六	
五		四		三		二		一		一〇		九		八		七		六	
五		四		三		二		一		一〇		九		八		七		六	
五		四		三		二		一		一〇		九		八		七		六	
五		四		三		二		一		一〇		九		八		七		六	
五		四		三		二		一		一〇		九		八		七		六	
五		四		三		二		一		一〇		九		八		七		六	
五		四		三		二		一		一〇		九		八		七		六	
五		四		三		二		一		一〇		九		八		七		六	
五		四		三		二		一		一〇		九		八		七		六	
五		四		三		二		一		一〇		九		八		七		六	
五		四		三		二		一		一〇		九		八		七		六	
五		四		三		二		一		一〇		九		八		七		六	
五		四		三		二		一		一〇		九		八		七		六	
五		四		三		二		一		一〇		九		八		七		六	
五		四		三		二		一		一〇		九		八		七		六	
五		四		三		二		一		一〇		九		八		七		六	
五		四		三		二		一		一〇		九		八		七		六	
五		四		三		二		一		一〇		九		八		七		六	
五		四		三		二		一		一〇		九		八		七		六	
五		四		三		二		一		一〇		九		八		七		六	
五		四		三		二		一		一〇		九		八		七		六	
五		四		三		二		一		一〇		九		八		七		六	
五		四		三		二		一		一〇		九		八		七		六	
五		四		三		二		一											

表一、わが国昭和初期二十年間の会社数の推移（その二、合資会社）

(注)合併又ハ組織変更ニ因ル設立・解散は昭和十四年まで合算表示され、その後、分離された

表一、わが国昭和初期二十年間の会社数の推移（その三、株式会社）

(注)大正十四年の残存数は流通経済大学論集二八巻四号の  
拙稿「わが国大正期の会社制度の展開過程」参照。

		設立		合併ニ因ル設立		組織変更ニ因ル設立		解散		合併ニ因ル解散		組織変更ニ因ル解散		残存数							
		大正十四年	大正十五年	昭和元年	昭和二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年	十五年	十六年	十七年	十八年
六、四一九	四、七八四	五、八四一	五、三七六	七、〇〇九	三、七八五	三、三三五	二、九一七	二、六七六	一、三五九	一、七七八	一、七七八	一、七六〇	一、九六五	一、八九一	二、四三九	一、八九四	大正十五年	大正十四年			
一〇三	五九	五九	二四		二八	二九	一七	一八	一四	一三	一七	二六	一六	四〇	二五	三一	一六五六	一、六五六	一一三	二五、七三一	
七七	一三	一六	三		二八	二九	一七	一八	九〇七	八八一	九一七	九四五	九四八	一、一九四	一二六三	一五九	一、五三九	一一八	二六、六九四	二五、八八七	
三、八四二	三、二三三	一、九四九	一、八〇二		一、三五九	一、二九一	一、三六二	一、〇七八	九〇七	八八一	九一七	九四五	九四八	一、〇五〇	一六	一五六	一、二六三	二七、九〇四	二八、五〇八	二七、九〇四	
四五六	三八一	三三九	一二九		二八	二九	一七	一八	九〇七	八八一	九一七	九四五	九四八	一、〇五〇	一六	一五九	一、一九四	二九、二六二	二八、五〇八	二九、二六二	
二四	四	五	一〇		二三	二九	一五七	一〇九	三五、五〇二	三五、七五五	三七、三四六	三九、七四〇	三九、七四〇	三五、五〇二	三一	三一	三一、〇三〇	三一、〇三〇	三〇、六三一	三〇、六三一	
五五、九〇七	五三、六三〇	五二、三八一	四五、七五八		四八、七五八	四五、二九六	三九、七四〇	三五、七四〇	三七、三四六	三九、七四〇	三五、七四〇	三九、七四〇	三九、七四〇	三五、五〇二	三一	三一	三一、〇三〇	三一、〇三〇	三〇、六三一	三〇、六三一	

表一、わが国昭和初期二十年間の会社数の推移（その四、株式合資会社）

十八年	十七年	十六年	十五年	十四年	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年	四年	三年	二年	大正十四年	大正十五年 昭和元年	昭和二年	大正十四年	
二	一	二	一	二	一	四	四	四	三	三	五	七	四	七	四	三	四	昭和二年	昭和二年	昭和二年	設立
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	合併ニ因ル設立	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	組織変更ニ因ル設立	
六	一	六	一	一	四	四	二	一	三	一	四	四	四	一	二	三	八	八	解散	合併ニ因ル解散	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	組織変更ニ因ル解散	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	残存数	
七九	八五	八五	九〇	九一	九〇	九四	九五	九三	八九	八九	八九	八八	八六	八六	八〇	七八	七八	七八	八三		

表一、わが国昭和初期二十年間の会社数の推移（その五、有限会社と会社総数）

(注)有限会社は、昭和十五年一月一日施行されたので、それ以前は、有限会社は存在しない。

	大正十四年	大正十五年 昭和元年	昭和二年	昭和二年	大正十四年	設立	合併ニ因ル設立		解散		残存数	会社総数
							組織変更ニ 因ル設立	組織変更ニ 因ル解散	組織変更ニ 因ル解散	組織変更ニ 因ル解散		
十八年	五、六五六	九、八〇二	七、三五一	二、七一四	一	一	一	一	一	一	一	七三、三〇六
	二	六	一	一								
	五	五	五	一四	一	一	一	一	一	一	一	八五、四二七
	二、〇四三	一、一九二	三五七	二三	一	一	一	一	一	一	一	七九、四四三
	三五	一七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六九、六三八
	一八	一一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	
	二二、八六二	一八、二九五	九、七〇二	二、七〇六	一七〇、一七〇	一四五、四八四	一五三、二四七	一四五、二六五	一三八、八六四	一二三、五八二	一〇一、八七三	
	一六八、九六二	一六八、〇四六	一六三、〇一六	一五六、一七〇	一四五、四八四	一五三、二四七	一五〇、四〇九	一五一、七三二	一三〇、四一四	一二二、八〇一	九二、六八〇	

図 1-1 わが国昭和初期20年間の会社数の推移（合名会社数の推移）

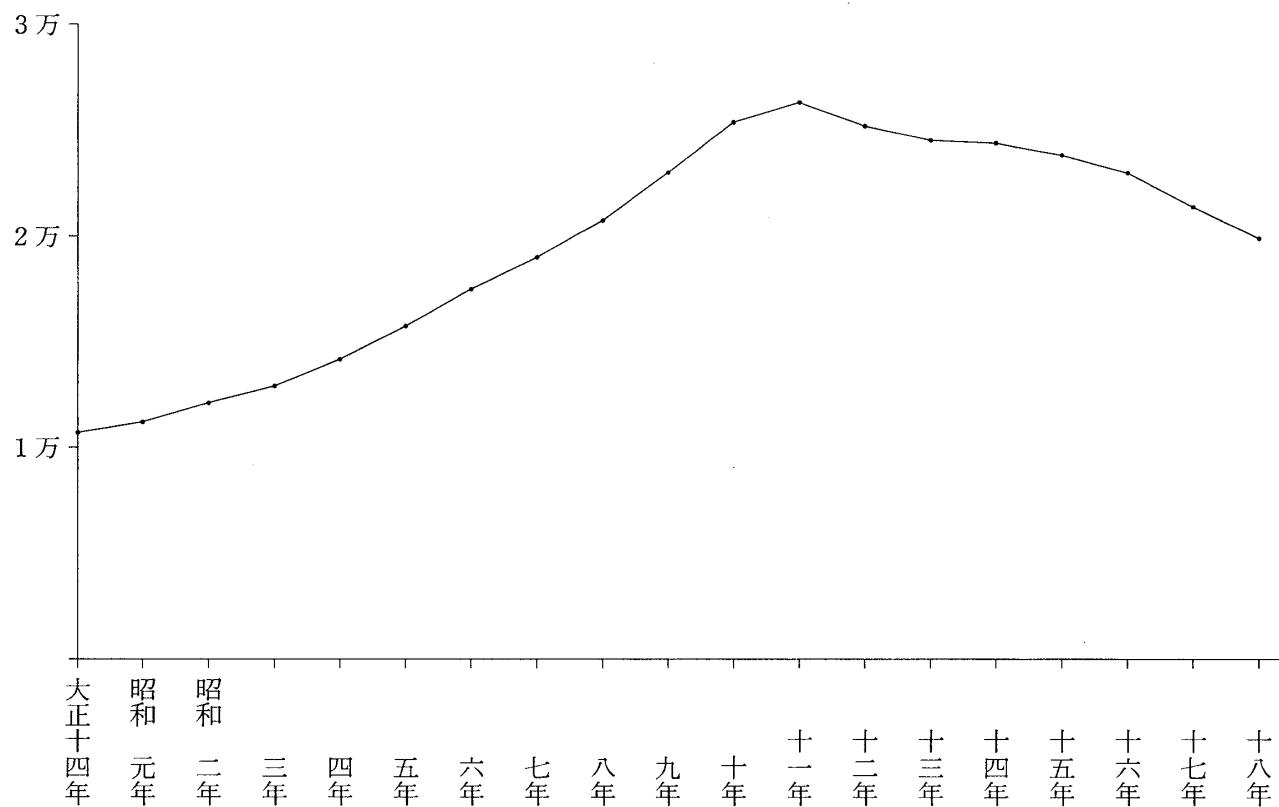


図 1-2 わが国昭和初期20年間の会社数の推移（合資会社数の推移）

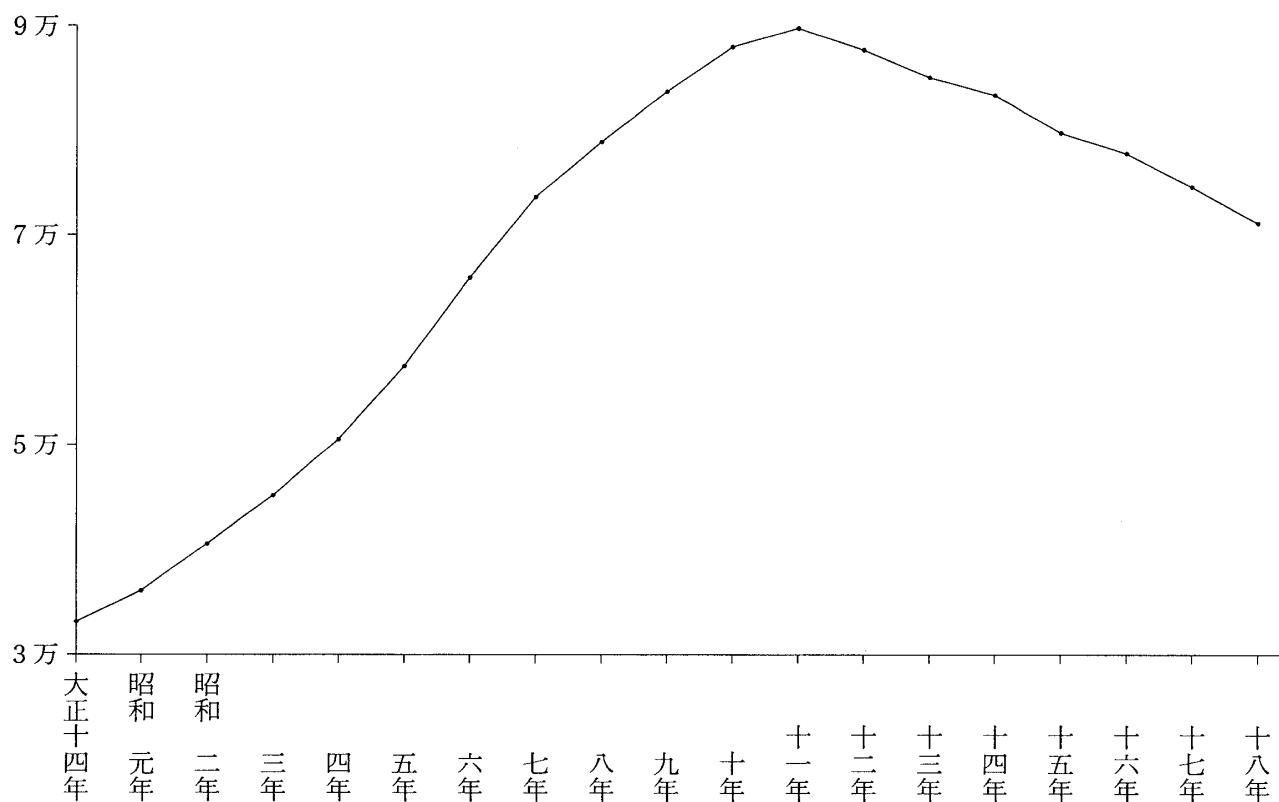


図 1-3 わが国昭和初期20年間の会社数の推移（株式会社数の推移）

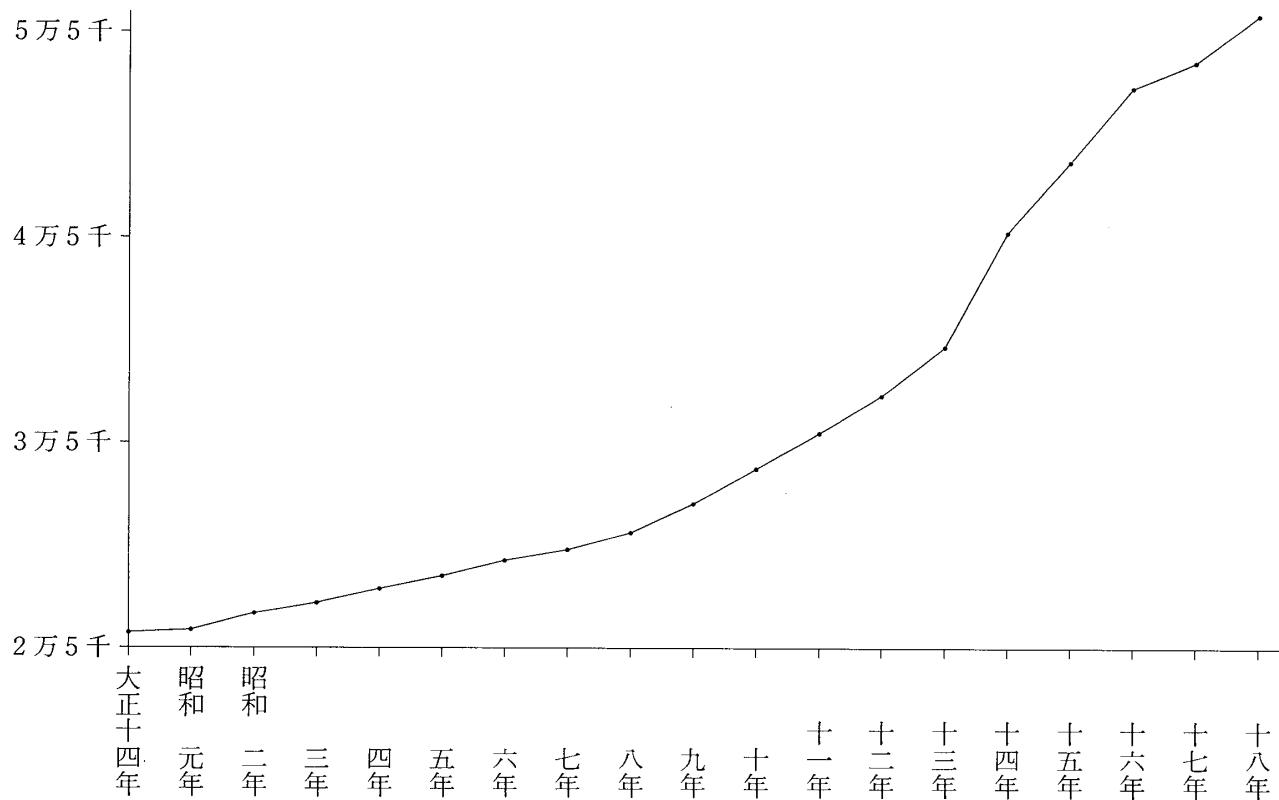
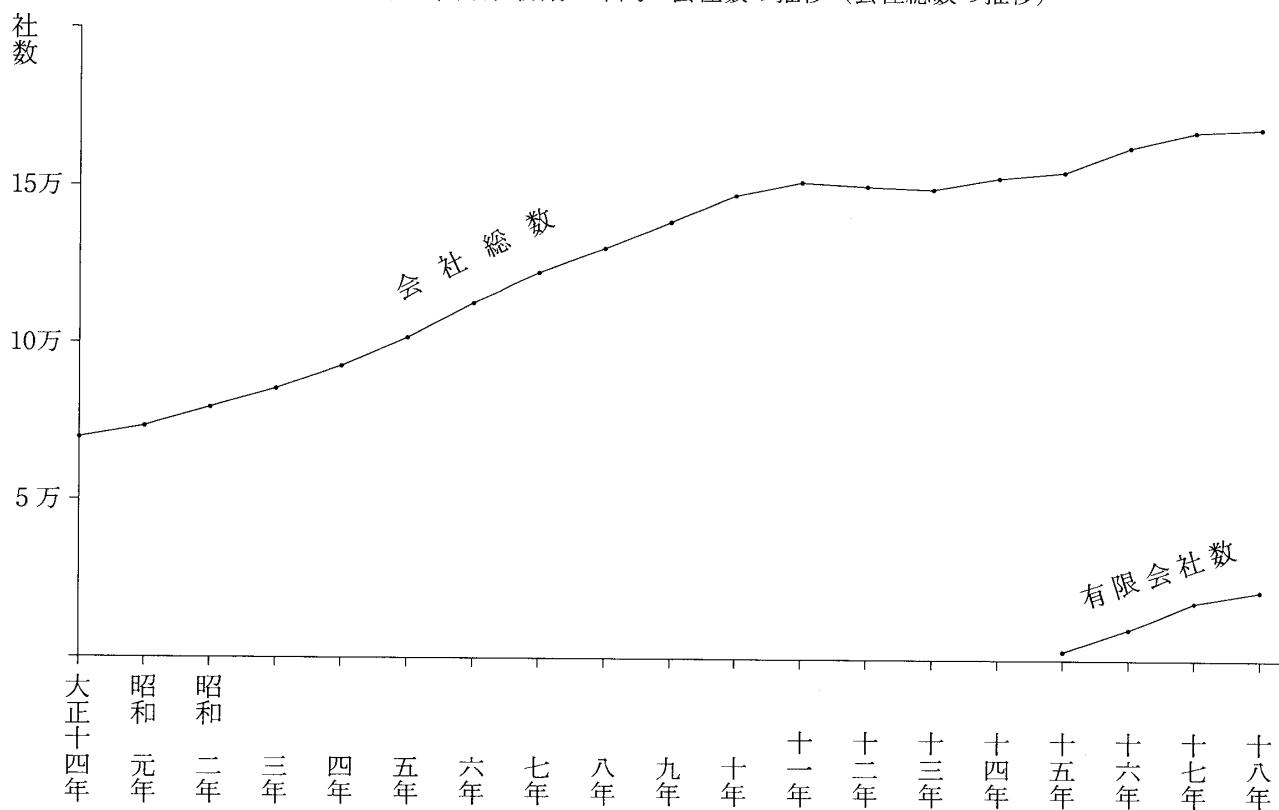


図 1-4 わが国昭和初期20年間の会社数の推移（会社総数の推移）



表二、わが国昭和初期20年間の会社数の推移（商工省編会社統計表による。）

昭和10～20年は同統計昭和20年分概要I頁による。大正十四年～昭和十年は、同統計昭和十年分概要I～III頁による。

	合名会社	合資会社	有限会社	株式会社	会社総数	株式合資会社 相互会社
大正14年	5,203	11,539	—	17,556	34,345	47
大正15年 昭和元年	5,502	12,824	—	17,696	36,068	46
昭和2年	5,961	14,530	—	17,981	38,516	44
3年	6,458	16,971	—	18,230	41,702	43
4年	7,379	20,318	—	18,950	46,692	45
5年	8,525	23,995	—	19,341	51,910	49
6年	9,673	27,855	—	19,649	57,226	49
7年	10,925	34,059	—	20,010	65,041	47
8年	12,344	38,038	—	20,767	71,196	47
9年	14,357	41,822	—	21,977	78,198	42
10年	16,449	44,388	—	23,264	84,146	45
11年	17,531	45,186	—	24,752	87,511	42
12年	16,387	42,354	—	26,266	85,042	35
13年	15,610	39,106	—	28,294	83,042	32
14年	15,279	36,644	—	33,166	85,122	33
15年	14,649	33,570	2,091	35,497	85,836	29
16年	13,685	30,836	8,037	38,192	90,778	28
17年	11,991	27,274	15,286	38,377	92,951	23
18, 19年	調査しなかった。					
20年	3,511	7,019	7,794	23,050	41,380	6

表三、わが国昭和初期20年間の株式会社の諸指標

(工業公社)

(鉱業会社)

表三、(続き) わが国昭和初期20年間の株式会社の諸指標 (単位:百万円)  
(銀 行 業) (信 託 業)

昭和	社 数	払込資本金	社債額	積立金	純益金	純損金	社 数	払込資本金	社債額	積立金	純益金	純損金
元年	1,445	1,849	1,410	760	267	7	33	62	—	8	6	0
2年	1,329	1,855	1,561	962	241	73	35	89	—	11	6	1
3年	1,085	1,752	1,575	945	214	22	37	91	—	17	9	0
4年	946	1,772	1,716	987	201	9	38	93	—	22	7	0
5年	844	1,683	1,841	1,003	223	15	38	83	—	21	7	14
6年	765	1,652	1,907	977	133	26	38	82	—	25	7	0
7年	654	1,621	2,030	985	170	8	37	81	—	28	7	0
8年	615	1,590	1,874	965	178	9	37	82	—	32	9	1
9年	575	1,566	1,730	1,036	212	8	33	78	—	38	8	0
10年	558	1,540	1,641	1,078	193	5	32	76	—	42	10	0
11年	512	1,491	1,514	1,109	184	4	31	75	—	46	10	0
12年	452	1,419	1,960	1,123	176	2	29	74	—	53	11	0
13年	422	1,395	2,188	1,164	180	0	29	74	—	59	11	0
14年	397	1,419	2,335	1,218	204	0	29	74	—	64	13	0
15年	363	1,397	3,253	1,281	233	0	28	73	—	71	13	0
16年	264	364	4,569	1,299	289	0	22	64	—	68	11	0
17年	223	735	3,076	1,279	188	1	22	83	—	76	13	0

表四、わが国昭和初期15年間の銀行数の異動

(出典：大蔵省銀行局年報第五十一次～第六十五次)

	増 加	減 少			増 減 差	期末銀行数
	新 設	解散・破産・廃業	合 併	買 収		
昭和元年	16	49	93	—	△126	1,577
2年	11	68	93	—	△150	1,427
3年	29	61	174	59	△265	1,163
4年	15	57	78	36	△156	1,007
5年	6	28	55	32	△109	897
6年	9	53	29	28	△101	796
7年	17	102	43	18	△146	650
8年	2	15	8	3	△24	626
9年	6	19	22	5	△40	586
10年	3	7	6	8	△18	568
11年	3	25	17	9	△48	520
12年	4	12	21	30	△59	461
13年	2	5	14	16	△33	428
14年	2	5	7	18	△28	400
15年	4	1	21	14	△32	368

表五、各種銀行数資本金統計表（単位千円）

		昭和十二年末	昭和十三年末	昭和十四年末	昭和十五年末	昭和十六年末	昭和十七年末
	銀行数	四六一	四二八	四〇〇	三六八	二六六	二三八
公称資本金	二、一一二、七二五	二、〇七一、四五五	二、一八七、九四二	二、一六三、三三三	二、〇八四、九五七	二、〇六九、七〇七	二、三二八
払込資本金	一、四四七、五〇五	一、四一七、七五六	一、四三六、九三三	一、四一四、二二三	一、三九七、五九九	一、三六九、六六七	一、三二八

（出典）大蔵省銀行局編「第四十九回銀行総覧」（昭和十七年末）第一表による。  
内地本店銀行計の数字である。

表六、株価指數 東京株式取引所史第三卷昭和13年刊行 卷末統計448頁-454頁

東京株式取引所百八十一種・数量加重平均価格指數、大正10年1月100

図 2-1 わが国昭和初期20年間の工業を営む株式会社の払込資本金の推移

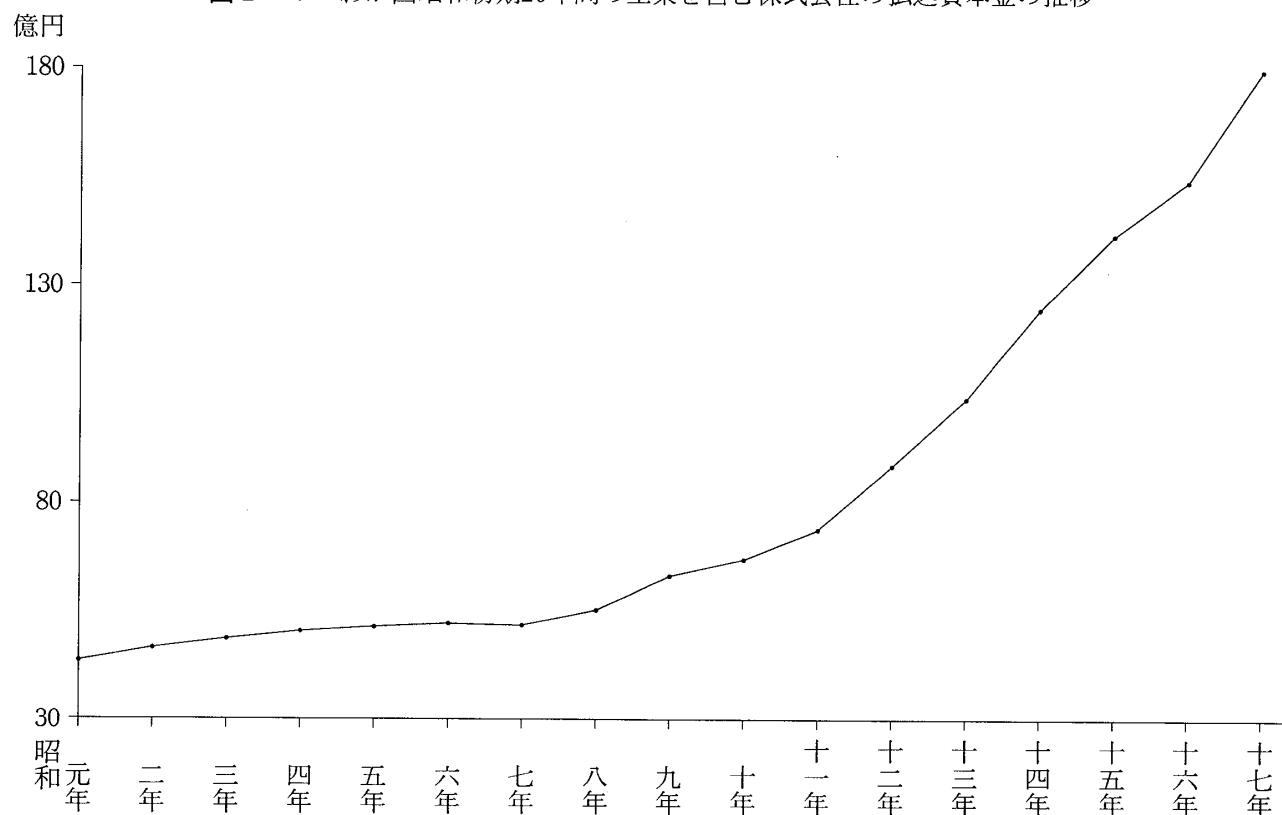


図 2-2 わが国昭和初期20年間の工業を営む株式会社の純損益の推移

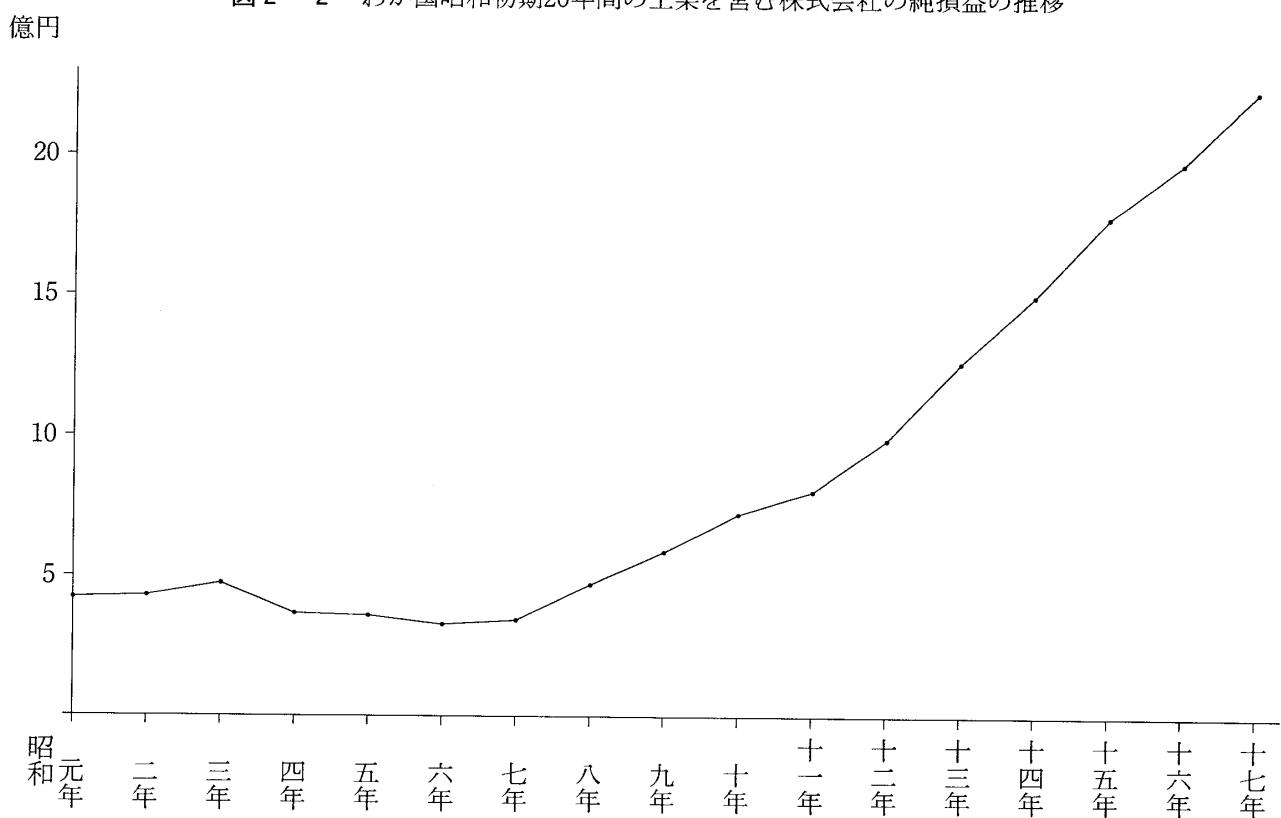


図 3 わが国昭和初期20年間の銀行業を営む株式会社の純損益の推移

